

## 6 高校諸提出計画

事 項	法 令・規 則 等 (条文も含む)	備 考 (要領・様式等)
教育課程表の提出	<p>校長は、学習指導要領の基準により、年度ごとに教育課程（学習指導要領に示されている教科又は科目以外の教科又は科目（以下「学校設定教科・科目」という。）を設定する場合は、学校設定教科・科目を含めたものをいう。以下同じ。）を定め、実施年度の4月20日までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: right;">（鹿児島県立高等学校学則第8条）</p>	各学校で定めた要領・様式による。
校務分掌組織表の提出	<p>新年度の各学校の校務分掌組織表を4月中旬頃までに、県教育庁高校教育課長へ提出する。（公文で通知）</p>	各学校で定めた様式による。
宿泊研修 (教育キャンプ等)	<p>◎ 校長は、宿泊を要する行事又は県外における対外試合にあつては、あらかじめ実施届又は県外大会等参加届をもって教育長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: right;">（鹿児島県立学校管理規則 第26条2項）</p> <p>◎ 集団宿泊指導も「学校運営上特に必要がある場合」と認められるので、日曜日に計画を立てることができる。</p> <p style="text-align: right;">（鹿児島県学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 第3条）</p> <p style="text-align: right;">（鹿児島県学校職員の休日、休暇及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（通知）、2. 運用方針(1)第3条関係）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦実施届（様式第2号）又は県外大会等参加届（第2号様式の2）を提出すること。</li> <li>◦宿泊研修（教育キャンプ等）の引率者は校長またはそれに代わる責任者が引率責任者になることが望ましい。</li> </ul>
修学旅行	<p>◎ 校長は、宿泊を要する修学旅行にあつては実施期日の20日（海外修学旅行にあつては2月）前までに、実施申請書をもって教育長の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: right;">（鹿児島県立学校管理規則 第26条2項）</p> <p>◎ 修学旅行実施基準及び修学旅行実施上の留意事項</p> <p style="text-align: right;">（平成14年2月28日鹿教学教 第1575号教育長）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 高等学校については、参加者が実施学年在籍生徒数の65%以上ある場合に5泊6日以内の日程により実施すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 申請書（第2号様式）は2部提出すること。</li> </ul>

事 項	法 令・規 則 等 (条文も含む)	備 考 (要領・様式等)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 旅費別途 県教育委員会教育長通知において示している基準額によるものとする。</li> <li>◦ 引率者は校長またはそれに代わる責任者が引率責任者となること。また、女子生徒が参加する場合は、必ず女子教員を引率者に加え、できれば学校医または養護教員を加えること。</li> </ul>	<p style="text-align: center;">〔 平成31年1月4日 〕 〔 旅費基準額改定通知 〕</p>
教材の届出 (補助教材)	<p>◎ 教科書又は準教科書の補充用として使用する副読本、解説書これに類する図書及び授業中又は休業中に使用する問題集等は、使用しようとする日の14日前までに教育委員会に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(鹿児島県立学校教材取扱規則 第4条)</p>	◦ 届出書 (第2号様式)
教材の承認 (準教科書)	<p>◎ 学校が、教科書の発行されていない教科又は科目の主たる教材として教科用図書(「準教科書」)を使用する場合は、教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p>2. 前項の規定により承認を受けようとするときは、使用しようとする日の60日前までに、申請書をもってしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(鹿児島県立学校教材取扱規則 第3条)</p>	◦ 申請書 (第1号様式)
振替授業	<p>◎ 学校において、運動会、学芸会その他恒例の行事計画の実施のために、授業日と休業日を相互に振り替える場合には、あらかじめ教育長に届け出なければならない。</p> <p>2. 前項に掲げる場合のほか、特に振替授業を必要とするときは、振り替えようとする日の7日前までに、申請書をもって、教育長の承認を受けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(鹿児島県立学校管理規則 第28条)</p>	<p>◦ 届出書 (第4号様式)</p> <p>◦ 申請書 (第4号様式)</p>
非常変災等による休業	<p>◎ 非常変災その他急迫の事情によって臨時に授業を行わなかったことについての報告は、報告書をもってしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(鹿児島県立学校管理規則 第27条)</p>	◦ 報告書 (第3号様式)
2学期制の実施	<p>◎ 校長はあらかじめ教育委員会に届け出て、次の2学期とすることができる。</p> <p>前期 4月1日から9月30日まで</p> <p>後期 10月1日から翌年3月31日まで</p> <p style="text-align: center;">(鹿児島県立高等学校学則第6条)</p>	